

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十八年十月二十四日解散認可したさいたま市の指扇北土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
石井 友一	埼玉県さいたま市西区宮前町千八百二十一番地二
片岡 良夫	同 大字清河寺千六十番地
金子 裕治	同 三橋六丁目千三百六十九番地
黒田 安正	同 五丁目八百八十六番地
齋藤 重則	同 大字清河寺千二十九番地
齋藤 茂	同 同 千三十一番地
関根 克信	同 同 高木千三百八十八番地
関根 忠泰	同 同 千三百七十四番地一
高野 茂子	同 同 千二百六十八番地
高野 雅好	同 同 千七百番地
長澤 章	同 同 千三百五十三番地
長澤 勲夫	同 同 千三百八十三番地
細田 朝司	同 同 千七百八十二番地一
細田 富夫	同 同 千六百七十五番地
細田 勝	同 同 千七百六十番地
増永 幸三	同 同 清河寺千九十五番地
和久津 昭夫	同 同 高木千七百八十八番地
和久津 正一	同 同 千八百十五番地
和久津 清次	同 同 清河寺千二十五番地一の二
和久津 重明	同 同 千六番地